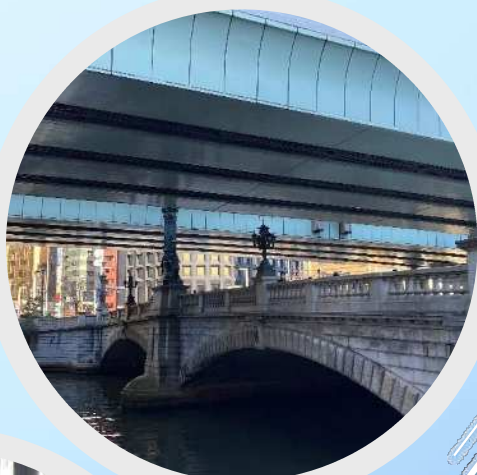


(案)

中央区地域防災計画 概要版



令和6年(2024年)6月
中 央 区

目 次

はじめに	1
1 「自助」「共助」「公助」の基本的考え方（イメージ）と災害対応シナリオ	2
・ あなたと家族を守るために ～自分の命は自分で守る～〔自助〕	2
・ マンションの防災対策 ～マンション内の防災意識を高める～〔共助〕	4
・ 地域ぐるみの防災対策 ～自分たちのまちは自分たちで守る～〔共助〕	6
・ 防災拠点の役割 ～避難生活を安心して過ごすために～〔公助〕	8
・ 拠点でつながる“ひと”と“もの”	10
・ 発災後の時間軸に沿った災害対応シナリオ	12
2 地域防災計画の基本事項	14
1. 計画の目的	14
2. 計画の策定	14
3. 計画の構成	14
3 震災の前提及び減災目標	15
1. 中央区の被害想定	15
2. 減災目標	16
4 災害に対する本区の実施計画	17
1. 在宅避難と防災拠点（避難所）への避難	17
2. 在宅避難のための対策	18
3. 災害情報の収集と伝達	20
4. 防災拠点（避難所）への避難	22
5. 福祉避難所及び避難行動要支援者対策	26
6. 医療救護体制	28
7. 帰宅困難者対策	29
8. 区民生活の早期再建	31
9. 風水害への対策	32

はじめに

「中央区地域防災計画」は、中央区内で地震や風水害等の災害が発生した場合に、区、防災関係機関、区民、事業所等が連携して行うべき適切な防災対策や、平時からの備え等を定めることにより、区民の生命、身体及び財産を災害から守り、「災害に強いまち中央区」を実現することを目的に策定しているものです。

本区では、令和3年2月に地域防災計画の修正を行いました。その後、東京都において首都直下地震等の新たな被害想定をもとに、令和5年5月、「東京都地域防災計画（震災編）」が修正されました。このことを受け、都の計画及び関係法令等との整合性等を図るとともに、前回の修正以降の区の防災対策の進捗を反映するため、今般、「中央区地域防災計画」を修正しました。区では新たに掲げた減災目標の達成に向けて、防災対策の強化・推進に引き続き取り組んでいきます。

本冊子は、中央区地域防災計画のうち、特に区民や事業所の方々に知っておいていただきたい重要な部分を抜粋し、わかりやすく示したものです。

災害から一人でも多くの生命、身体及び財産を守るためには、「自分の命は自分で守る」という『自助』の考え方、地域ぐるみの助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という『共助』の考え方に基づき行動する区民及び事業所等と、『公助』の役割を果たす行政や防災関係機関が、それぞれの責務と役割について共通理解のもと、緊密な連携を図りながら地域特性を踏まえた防災対策を一体となって取り組んでいくことが必要です。

そこで、この計画の修正にあたって「自助」「共助」「公助」の基本的な考え方（イメージ）と災害対応シナリオを巻頭に掲載しています。

中央区地域防災計画の修正方針

- 東京都地域防災計画等との整合性
 - ・ 首都直下地震等による東京の被害想定により、本区の想定地震等を修正
 - ・ 減災目標の修正
 - ・ 関係法令等や各種データを更新
- 前回（令和3年2月）修正以降の取組等の進捗を反映
 - ・ 区における防災対策の取組及び防災に関する個別計画の進捗を反映
- 災害対応のフェーズや“地域性”を加味した計画に再編
 - ・ 災害対応の施策ごとに「震災予防・応急・復旧対策」を整理し、「災害復興」は別に区分
 - ・ 「震災対策」と「風水害対策」を明確に区分
 - ・ 災害事象により想定される被害、その推移に応じた自助・共助の取組、区災害対策本部の活動等災害対応のシナリオを更新

1 「自助」「共助」「公助」の基本的考え方（イメージ）と災害対応

あなたと家族を守るために

区民
A
さん

大地震！！
とにかくみんなで避難所に避難すればいいや。

避難所は、自宅で生活できなくなった区民が避難する場所。
区民全員が避難してきたら・・・



区民
B
さん

区民全員分
いません。
区では、区民
当)をしてお
自治体から

区では**在宅**

想像してみましょう！

激しい**ゆれ**



固定していない
家具は飛びます。

ケガ・いのちの
危険



電気・ガス・水道
が使用できなくなります。



飲み水も生活用水も使えず、料理もできません。
食料品を買い求めるのは困難です。

生活継続の危機

情報がほし
TVは映り



トイレ
が使用できなくなります。



下水道設備の損傷のほか、マンション等では
排水管の損傷や停電でも下水が使用できなくな

安全確認前にトイレを使用すると、
下水が逆流することも。

“最低限の備え”が、あなたと家族を守るための**“自助”**
まずは「3日間、自宅で耐える」ための備えを！

～自分の命は自分で守る～ 〔自助〕

食べ物とか必要な物は
区から配られるでしょ。

区民
C
さん

地震が来たら建物は全部崩壊するし、
どうしようもないよね。

の必要物資(食料)は備蓄して

全体の約20%の備蓄(3日間相
り、4日目以降は国や都、他の
支援を受けます。

中央区では、9割以上の世帯がマンショ
ン等の共同住宅に住んでいます。
建物の多くは耐震性能が高く、倒壊によ
る壊滅的な被害は受けないと想定されて
います。



避難

を推奨しています！

そのためには、どんな備えが必要？

家中の物が壊れ、
散乱し、生活の
継続が難しく
なります。

「安全な部屋づくり」をめざそう！

家具には転倒防止対策を！

ガラスの飛散防止！

くても、
ません。
エレベーターも
動きません。

家族が3日間過ごす想定で 水・食料を備蓄！

他にも
水不要のシャンプーや
懐中電灯、

情報入手手段を
準備しよう。



普段消費する水や食料を多めに備える
「日常備蓄」がおすすめです。



携帯トイレを備蓄しよう！

おむつや
生理用品も。



家族が3日間過ごす想定で
1人1日5枚程度を準備しよう。



です。

こうした「自助」とともに大切なのが、
隣近所との助け合いです。

次頁へ



マンションの防災対策 ～マンション

安否確認、救出・救護等の体制は？

ご自身や家族、隣人が倒れていても、外からは見えません。

- 居住者同士で安否確認
高齢者等の要配慮者は名簿をあらかじめ作成
- けが人の救出・救護
- 消火器の配備、
消火訓練



燃え広がる前に、
消火器で初期消火を！

あらかじめ安否確認の方法を決めて防災拠点とも協力を！

居住者同士

日頃のつながり

- 炊出して
あたたかい食事を提
- 高齢者や助けが必要
生活面等をお互いに

お互いに支えあ

大地震
うちのマン
「在宅避難」

自宅
備蓄は
いるけ

マンション住民
Aさん

マンションとしての備蓄は？

各家庭の備蓄を補い、救出・救護の準備も必要

- 水、食料、携帯トイレ等（家庭の備蓄を補完）
- 救急の医薬品、ジャッキやロープ等、
救出・救護に必要な備蓄品



備蓄品をどう配布するか、配布する人手も計画！
不足する物資は、防災拠点に取りに行く必要も。



Bさん

地域との交流も重要！

- 防災拠点の運営にあたる
地域の町会等と交流し、
日頃から協力関係を築いておこう！



Cさん

防

あなたのマンションも、地域の「ひとつのコミュニティ」
いざという時に、お互いを守りあう“共助”を実現しまし

内の防災意識を高める～

〔共助〕

の協力関係は？

を生かした助け合いを。

供
な人の
支援



て、被災生活を乗り切ろう。

情報は手に入る？

周辺情報を入手、共有する体制づくりを。

- 報道やSNSから情報入手
- 近くの防災拠点から、被害状況や物資の配給等の周辺の情報を入手・共有



情報は適切な対応と居住者の安心につながります。

の後、
ションで
できるかな？

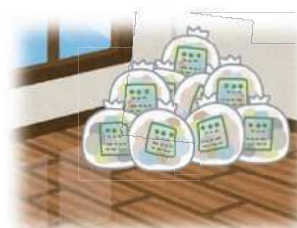
での
がんばって
ど...



ごみの処理はどうする？

大地震の後、区のごみ収集はしばらく行えないことが想定されます。

- 家庭ごみは集積所に集めずに、それぞれの家庭で保管
- 生ごみや携帯トイレ等の汚物は密封してベランダ等に保管



ごみの捨て方のルールづくりと、居住者への周知を！

災組織とルール、マニュアルが必要だ！

管理組合や自治会で防災組織を設置しよう！

物資班、情報班、救護班、安全班等、役割分担をしよう！

災害時のルールや活動を決めて、マニュアルを作成しよう！

防災訓練を定期的に行って、防災対策を点検、向上させよう！

まずは、マンション内で話し合いを始めよう！



です。
よう！

大規模災害に立ち向かうには、
地域が一体となった防災対策が欠かせません。

次頁へ



地域ぐるみの防災対策 ～自分たちの

発災直後、いのち

救出・救護
安否確認

阪神・淡路大震災では、生き埋め等から、救助隊に救助された自力脱出・家族による救助が約7割、隣人・知人による救助が



- 地域で協力し安否確認
- 高齢者等の要配慮者は、あらかじめ名

● 隣近所で、救出・救護

避難生活が続いたら…

日頃のつながりを生かした助け合いを。



- 炊出で あたたかい食事を提供



- 高齢者や助けが必要な生活面等を、お互い

日頃からの 地域の交流 が、いざと

- 学校等、子どもたちの繋がりを通じて、

大人も **交流の輪** を広げよう。



- **町会・自治会** に加入し、防災拠点訓練に参加して、**防災知識と**



まちは自分たちで守る～

〔共助〕

を守るための行動を

人はわずか数%。
約3割でした。

て、



簿を作成

初期消火

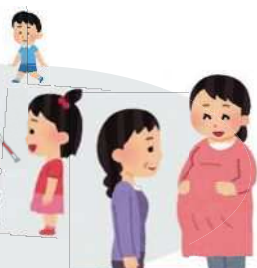


- 消火器等の配備、消火訓練



燃え広がる前に、
力を合わせて初期消火！

な人の
に支援



- それぞれができることで
生活の困りごとを解決

お互いに支えあって、避難生活を乗り切ろう。

いうときの “共助” になります。

- お祭り等、地域の行事に参加して、

世代を超えて地域の絆を深めよう。



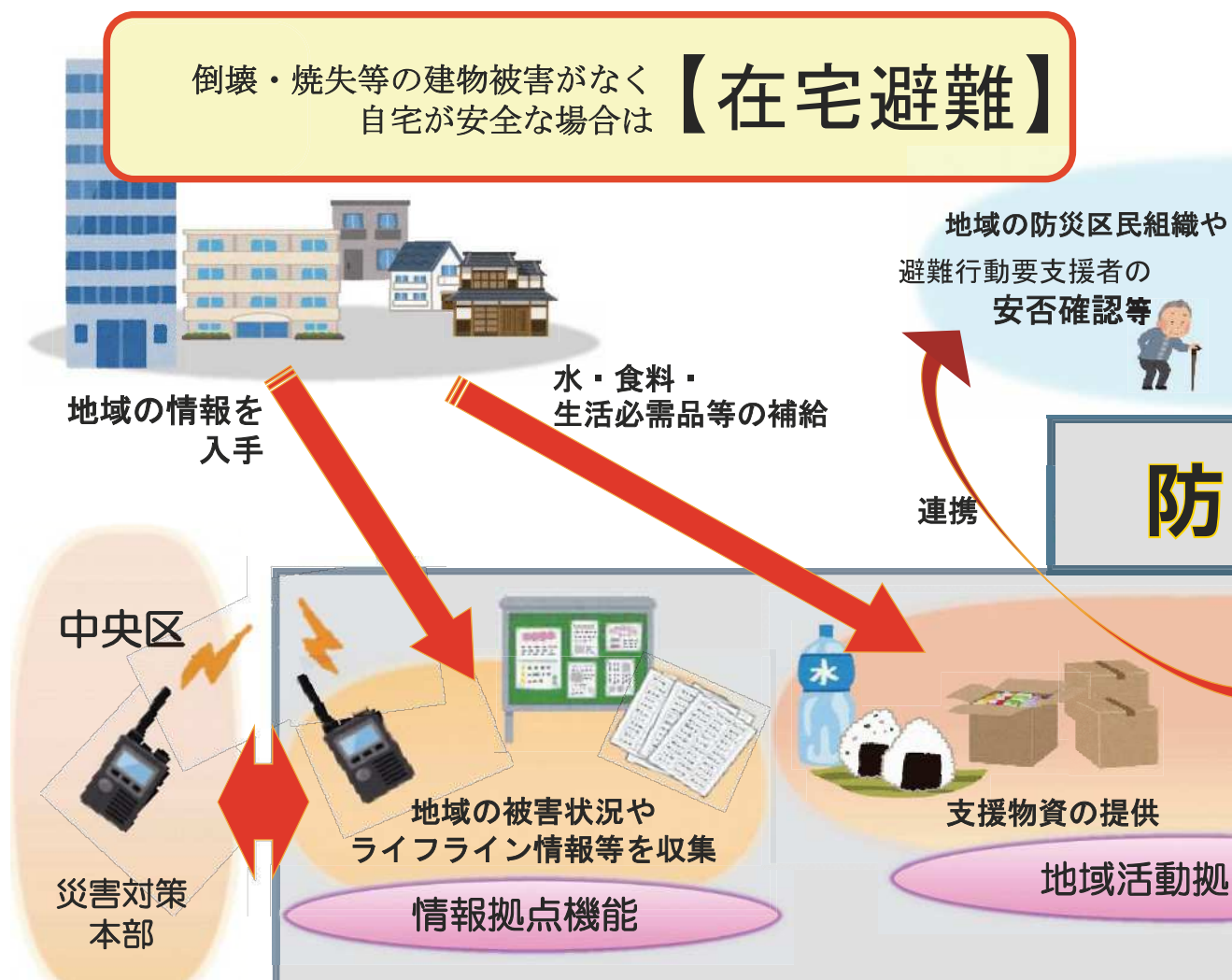
仲間を手に入れよう。

家屋が損傷したときや、ケガをしたとき、
生活必需品や情報が不足したときは、地域
防災の要である「防災拠点」へ！

次頁へ

防災拠点の役割 ～避難生活を安心して

区では、防災区民組織や町会・自治会等で構成された防災拠点運営



防災拠点は4つの機能で

防災拠点と地域が
一体となって
災害を乗り越えましょう。



過ごすために～

〔公助〕

委員会が運営する「防災拠点」※の仕組みを構築し、支援しています。

※小中学校等、区内に24カ所あります。

倒壊・焼失等の建物被害により
自宅で生活できない場合は

【防災拠点等へ
避難】

マンション管理組合による

救助活動



災拠点



安全な親類宅や
知人宅等

分散避難

けが人

連携



救出・救助
安否確認等



応急手当
応急処置

医療救護所機能



避難所機能

点機能

区民の避難生活を支えます。



拠点でつながる

“ひと”と



消防署だけでは、全ての被災箇所に対応できません！防災拠点の資器材を使って住民同士でも
初期消火・救助活動をお願いします。



一般の避難所での生活が難しくなったら…



順次開設される福祉避難所等へ

防災拠点では運営委員が中心
となり、地域の皆さんがお互い
に助け合って運営に協力してい
きます。

近隣の方も拠点運営のお手伝
いをお願いします。

避難生活要配慮者は、
避難所内の優先居室へ



充電

情報共有

物資

炊き

給水

救護所

防 災

災害を乗り越えるために、全国から
区民、行政、関係機関等が協力し、
“ひと”と“もの”をつなげて

“もの”

浜町運動場

浜町スポーツセンター

受入れ

物資

配送

仕分け

地域内輸送拠点

防災船着場

原則として防災船着場から地域内輸送拠点に物資を集約します。防災拠点へ直接輸送する場合もあります

提供

仕分け

管理

月島運動場

出し

月島運動場は、区内唯一の輸送用ヘリコプターの発着場所になります

避難所

拠点

の支援を受けながら、防災拠点と地域内輸送拠点でいきます。

全国から様々な手段で輸送される支援物資は、地域内輸送拠点に運ばれます。物資の仕分けを行い、速やかに防災拠点（避難所）に配送します。
地域内輸送拠点（浜町スポーツセンター）は、区が協定を締結した民間物流事業者等と協力して運営します。

発災後の時間軸に沿った災害対応

このシナリオは実災害で起きる被害等や具体的な行動について、あらかじめ②区民・地域（自助・共助）の行動はどのように推移するのか、③区の災害対策です。このシナリオを参考に、ご自身とご家族を守るために災害への備えとして

発災後の時間		24時間	
フェーズ		初動対応期	
災害事象と被害		耐震性の低い建物の倒壊等による死傷者発生 屋内の家具等の転倒、屋外の落下物等による死傷者発生【15頁参照】	余
		地震の影響により、火気・電気器具等から火災発生 初期消火できない場合、建物全体に延焼	強
		道路等の被害、沿道建物等の倒壊等により、生活道路を含め通行不能 施設、設備の被害状況等の点検等のため鉄道運行停止	緊鉄
		電力、通信、上下水道、ガス、燃料等のライフラインの一部が利用困難【15頁参照】	
		ライフラインの途絶等に伴い、一部の住民が防災拠点等に避難	
		交通機関が運行停止し、近くに滞在先のない人等が屋外に滞留 多数の帰宅困難者が発生し、駅や防災拠点に集中【15頁参照】	帰事
		保護者等の被災により、要配慮者の安否確認等に支障がでる可能性あり	要
区 民		身の安全の確保、出火防止・初期消火 家族の安否確認 災害情報の収集 在宅避難又は防災	
地域	事業所	従業員の一斉帰宅抑制 施設利用者の保護 【29頁～30頁参照】 一時滞在施設の開設・運営 帰宅困難者の受入れ 【29頁～30頁参照】	
	防災拠点等	防災拠点等開設【22頁～25頁参照】 防災拠点等の運営、避難者 救助、救出、飲料水・食料 安否確認等の協力、軽症者	
区		区災害対策本部設置、地震・災害情報等の発信・注意喚起【20頁～21頁、34頁～35頁	
		被災者の救出、救護、避難誘導等の総合調整	
		防災拠点等開設及び拠点への職員派遣	食料、水、生活必需品、
		応急救護体制による医療救護活動【28頁参照】	
		道路啓開活動	
		避難行動要支援者の安否確認【27頁参照】	
		主に緊急入所を行う施設開設【26頁参照】 障害者向	

シナリオ

メージが持てるように、①どのような災害事象が起こり得るのか（被害の様相）、本部（公助）はどのような対策を講じるのかを簡略的に一覧表として整理したもの何をするべきかを考えてみましょう。※【】内は、本冊子で参照する頁

72時間		1か月
応急対応期	復旧対応期	復興対応期
震により更なる被害拡大につながる可能性		
風の場合、飛び火による火災延焼の可能性	通電火災、不審火等の火災発生の可能性	
急輸送道路啓開概ね完了、生活道路等が徐々に通行可能道の点検の結果、順次、運転を再開		
【15頁参照】	在宅避難者が家庭内備蓄の枯渇により、物資等の供給依頼増加	ライフライン復旧に伴い、防災拠点等の避難者減少
宅困難者は交通機関が復旧するまで業所や一時滞在施設等に滞在	運行を再開した鉄道区間で駅等に多くの人々が集中	
配慮者の避難の増加等により、個々の状況に応じた支援が困難になるなど、災害関連死を招く可能性あり		
拠点等への避難【17頁～19頁、32頁～35頁参照】		応急仮設住宅入居
		帰宅支援 地域活動への協力
の収容、災害情報の収集・提供、 ・生活必需品の提供、不足物資の要請、 の応急救護	【24頁～25頁参照】	
参照】、区内の災害対策の総合調整、都や協力自治体等への応援要請		
燃料等の確保・供給【24頁参照】		
交通機能の復旧		
応急危険度判定【31頁参照】		り災証明書交付・被災者生活支援【31頁参照】
け福祉避難所開設【26頁参照】	通常の福祉避難所開設【26頁参照】	
トイレの確保【31頁参照】	災害廃棄物の収集・処理【31頁参照】	

2 地域防災計画の基本事項

1. 計画の目的

区内で地震や風水害等の災害が発生した場合に、

- 1 中央区、防災関係機関、区民、事業所が連携して力を結集し、
- 2 行うべき適切な対応の内容と、
- 3 平時からの備え

等を定めることにより、区民の生命、身体及び財産を災害から守るための計画で、
「災害に強いまち中央区」を目指すことを目的としています。

2. 計画の策定

中央区地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、パブリックコメントの実施により区民の意見も取り入れて、中央区防災会議が策定します。

○中央区防災会議 会長 中央区長

中央区、中央区議会、東京都(建設局、港湾局、水道局、交通局、下水道局)、警視庁、東京消防庁、消防団、陸上自衛隊、海上保安庁、日本郵便、NTT東日本、首都高速道路、JR東日本、東京メトロ、東京ガスグループ、東京電力、医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域町会連合会、防火防災女性の会、社会福祉協議会

3. 計画の構成

<本編>

【第1部 総則】

計画の概要や防災関係機関の業務大綱、震災の前提、減災目標等を定めています。

【第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防・応急・復旧計画)】

震災に対する施策ごとに予防・応急・復旧の各段階に応じた対策等を定めています。

【第3部 災害復興計画】

被災した方の援助、復興に必要な制度や措置について定めています。

【第4部 風水害対策計画】

風水害の予防、応急・復旧の各段階に応じた対策等を定めています。

【第5部 大規模事故等対策計画】

自然災害だけでなく大規模事故にも対応できるよう必要な事項を定めています。

【付 編 警戒宣言に伴う対応措置】

東海地震に対する対応を別に定めています。

<資料編>

図表や報告書等の様式、防災協定等を別冊で取りまとめています。

3 震災の前提及び減災目標

1. 中央区の被害想定

令和4年5月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち本区での被害が最大となる都心南部直下地震をこの計画の前提とします。

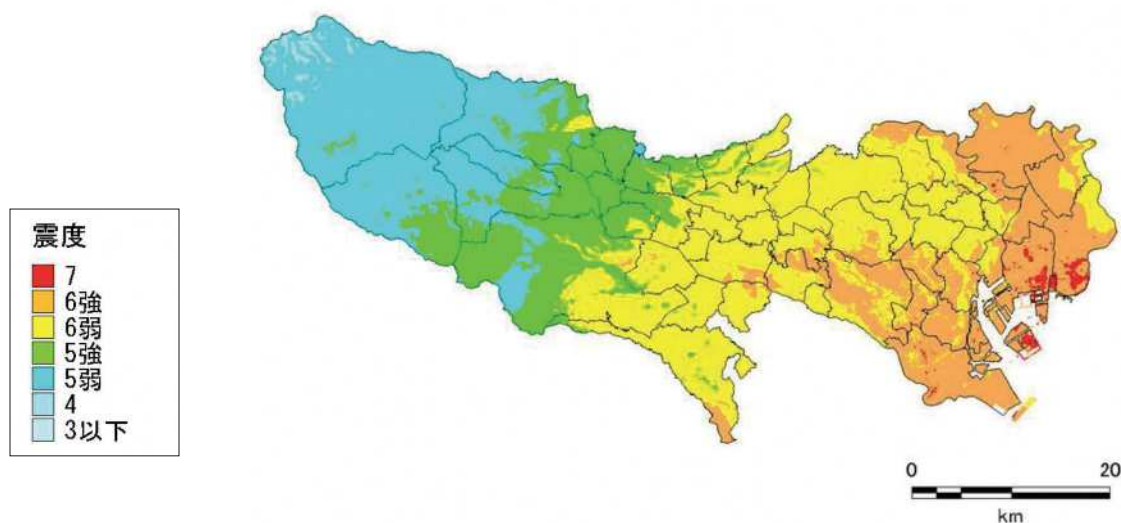
1. 都心南部直下地震による被害想定

震 源	東京都 23 区南部	震 度	6強 一部 7
規 模	マグニチュード 7. 3	気象条件	冬の平日 12 時・18 時、風速 8m/秒

事 項		被 害 想 定	
		12 時	18 時
建物被害	建物全壊棟数	714 棟	
人的被害	死者	93 人	84 人
	(うちゆれ建物被害)	(85 人)	(77 人)
	(要配慮者の死者数)	(14 人)	(13 人)
	負傷者	3,249 人	2,702 人
ライフライン支障率	上水道断水率	45.5%	
	下水道被害率	4.4%	
	ガス供給停止率	30.0%	
	電力停電率	22.1%	22.2%
	通信不通回線率	0.9%	1.0%
避難者数		50,124 人	50,126 人
帰宅困難者数		337,098 人	
都内滞留者数		647,808 人	
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		1,094 台	1,096 台
災害廃棄物		99 万 t	

(小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。)

都心南部直下地震(M7.3)の震度分布



2. 津波被害想定

本区での南海トラフ巨大地震の津波による被害は、河川敷は浸水するものの住宅地等の浸水はない想定です。

事 項		津波想定	
		中央区	東京全域
南海トラフ巨大地震	最大津波高（満潮時）	2.42m	2.63m
	30cm 津波到達時間	1 時間 45 分	1 時間 22 分～1 時間 45 分
	最大津波到達時間	3 時間 23 分	1 時間 47 分～3 時間 57 分

2. 減災目標

減災目標は、「都心南部直下地震による被害想定」をもとに、大地震により発生する深刻な被害を極力少なくするため、実効性のある防災対策を推進していくに当たっての具体的な数値目標です。

中央区では、「東京都地域防災計画（震災編）」（令和 5 年 5 月修正）と整合性を図り、都及び防災関係機関と一体となって効果的な防災・減災対策を推進するため、震災に対する減災目標を修正しました。

減災対策に向けて、区及び防災関係機関の取組のみならず、区民一人一人・地域・事業所の意識高揚やさまざまな防災対策の活動を支援することで、「地域ぐるみで支え合い、助け合う」環境づくりをより一層推進していきます。

減災目標

2030 年度までに首都直下地震による人的・物的被害を概ね半減

●減災に向けた主な対策

① 「地域ぐるみ」の防災力強化

- ・ 区民一人一人の「自助」による防災力の向上（在宅避難の普及・啓発、防災意識の高揚 等）
- ・ 地域による「自助、共助」の推進（防災拠点運営委員会の活動支援、マンション管理組合等への普及啓発、マンション防災の推進、事業所防災対策の推進 等）

② 応急復旧体制の推進

- ・ 災害に強い安全なまちづくり（都市基盤の整備等の機会を捉えた防災機能の整備促進 等）
- ・ 応急対応力の強化（初動態勢の強化、防災関係機関との連携強化、受援体制の構築 等）
- ・ 情報通信の確保（多様な手段による区民等への広報 等）
- ・ 医療救護・保健衛生等の体制強化（医師会や薬剤師会等との連携・協力体制強化 等）
- ・ 防災拠点等の整備・運営体制の拡充（地域防災の担い手の育成、備蓄・調達体制の充実 等）
- ・ 物資輸送体制の強化（国や都からの救援物資の受入・輸送体制の強化 等）
- ・ 帰宅困難者対策の推進（一時滞在施設等確保の拡充 等）
- ・ 区民の生活再建（被災者の生活再建に向けた各種支援 等）

4 災害に対する本区の実施

1. 在宅避難と防災拠点（避難所）への避難

●在宅避難

発災時でも、自宅での生活が可能で危険がなければ、避難する必要はありません。安全が確認できた場合は、無理に防災拠点（避難所）へ避難せず、自宅に留まる「在宅避難」を行ってください。

区では、区民の皆さまの在宅避難を推進していくために、家庭内備蓄や家具類転倒防止対策等「自助」への取組に対する普及・啓発や支援を行っています。

在宅避難者に対して生活に必要な情報や、不足する物資、食料等を確実に提供できるよう、マンション管理組合等と町会・自治会や防災拠点との連携体制づくりを促進していきます。



●防災拠点（避難所）への避難

発災時に自宅の倒壊や焼失、又はそのおそれがあり、自宅での生活が困難になったときには、指定された防災拠点（避難所）に避難してください。避難が必要になったときに慌てないように、普段から「どういうときに、どうやって、どこに避難するのか」について、家族で話し合っておくことが大切です。

区では、こうした災害時に区民の皆さまの避難先となる防災拠点を区内に24カ所整備しています。

なお、防災拠点は避難所としての機能のほか、地域活動拠点、医療救護所、情報拠点の機能も備えています。



2. 在宅避難のための対策

●マンション防災の推進

マンションは一般的に耐震性に優れ、大地震においても倒壊による被害の可能性は低い一方で、長周期地震動等による家具類の転倒・落下・移動等のほか、ライフラインやエレベーターの停止に伴う日常生活への影響が懸念されます。

区は、発災後も自宅の安全が確保できる場合には住み慣れた自宅で生活続ける「在宅避難」の推奨に加え、各住戸やマンション管理組合等における備えの重要性の普及・啓発とともに、町会・自治会等との連携体制づくりやマンションにおける共助に基づく防災活動への積極的な支援を推進しています。

区内マンションへの主な支援

- ① マンション防災対策パンフレット等による普及・啓発
- ② マンションごとの特性に応じた防災マニュアルの作成支援
- ③ 防災対策推進マンションへの支援
- ④ 防災対策優良マンションへの認定及び支援



●在宅避難者への支援

防災拠点では、家屋の損傷を免れた方がご自宅で継続して生活できるよう、水、食料、生活必需品等の配布や、必要な情報の提供等の支援を行います。

TOPICS

防災対策優良マンション認定制度

マンションの防災力向上や地域とのつながりを一層高めるため、防災組織の結成や防災マニュアルの作成等、ソフト面の防災対策に積極的に取り組むマンションを「中央区防災対策優良マンション」として認定しています。認定されたマンションは、防災訓練の経費助成や防災資器材の供与等の支援が受けられます。住宅の戸数が10戸（専用部分の床面積が1戸当たり40平方メートル以上）以上のマンションが対象で分譲、賃貸、社宅等の種別は問いません。

認定要件は次の4点です。

- ・ 防災組織を設置していること
- ・ 防災マニュアルを作成していること
- ・ 防災訓練を実施していること（原則年1回以上）
- ・ 地域の町会等との連携が図られていること



●住宅・建築物の耐震化の促進

建築物所有者が地域の安全性に対する影響を考慮し、主体的に耐震性の向上に取り組むことができるよう、区は、中央区耐震促進協議会による活動や耐震補強等助成制度等に加え、耐震化の専門家によるアドバイザー派遣制度を設け、耐震化の促進に取り組んでいます。

～耐震促進協議会の主な活動～

- ① 旧耐震建築物所有者への個別訪問
- ② 専門家による耐震化相談窓口の設置
- ③ 耐震フェアの開催



●民間建築物の耐震化の促進

区では、地震による建物の倒壊等の被害を未然に防ぎ、安全・安心な住まい・まちづくりを実現できるように、旧耐震基準の建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震補強工事等への助成を行っています。

●耐震化アドバイザーの派遣

区では、震災時に建物被害を防ぐための耐震化の方法等についてアドバイスする専門家（耐震化アドバイザー）を無料で派遣しています。

●融資あっせん

区では、木造住宅の耐震補強工事の費用について、必要な資金の融資をあっせんしています。

TOPICS

災害時に停止したエレベーターの復旧は1ビル1台

災害時にエレベーターが停止した場合、長時間に渡り閉じ込められることも想定されます。停止したエレベーターでは、エレベーター保守員による安全確認、復旧が必要で、より多くの建物のエレベーターを復旧させるため、複数設置している建物は1ビル1台の復旧となる場合があります。

エレベーターの復旧には優先順位が設定されています。

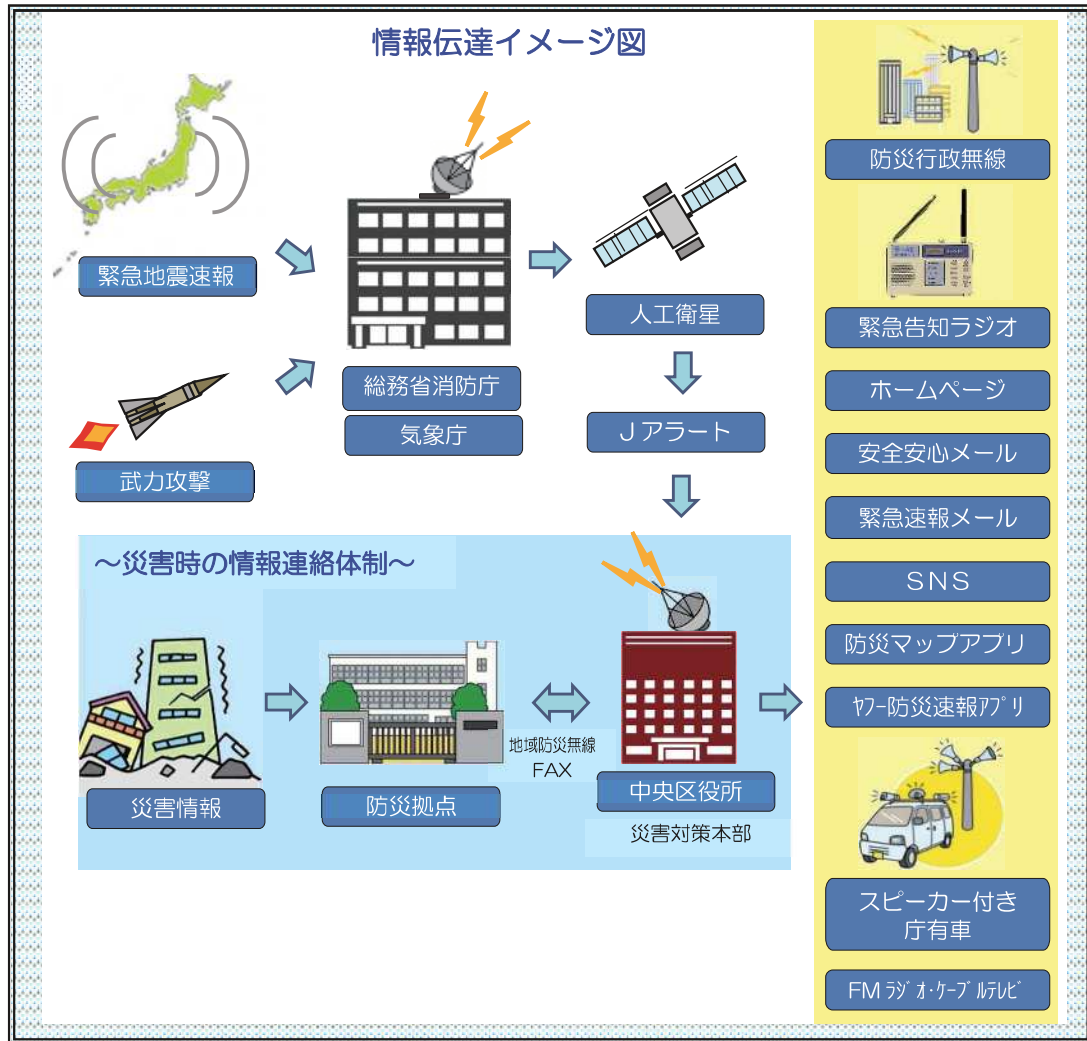
- ① 閉じ込めが発生している建物
- ② 病院等の建物
- ③ 公共性の高い建物
- ④ 高層マンション（地上高さおおむね 60m 以上）
- ⑤ 一般の建物



3. 災害情報の収集と伝達

● 本区の情報収集・伝達手段

区では、各防災拠点や警察、消防等各関係機関との間において、地域防災無線や無線FAXにより、相互通信により情報収集・伝達ができる体制を構築しています。発災時には各地域の被害状況や防災拠点、帰宅困難者一時滞在施設等の情報を収集し、応急態勢の整備とともに、区民等へ正確かつ迅速に情報伝達します。



TOPICS

災害用統一SSID「ファイブゼロジャパン」

エスエスアイディー



「ファイブゼロジャパン（00000JAPAN）」は、大規模災害時に公衆無線LANのアクセスポイント（Wi-Fiスポット）が無料で開放される仕組みです。東日本大震災で携帯電話網が大きな被害を受けたことから、通信事業者等がこの仕組みを作り、平成28年の熊本地震を皮切りに、大阪北部地震、北海道胆振東部地震のほか、複数の台風や豪雨災害で発動されました。

災害時、インターネットに接続できないときは、Wi-Fiを選択する画面から「00000JAPAN」というSSIDを探してみましょう。



●安否情報の提供

区は、防災拠点等に避難した被災者の安否情報を的確に把握するとともに、警察、消防、医療機関等と連携して死亡者、負傷者等の情報収集に努めます。それらの収集した情報に基づいて、被災者の家族、職場の関係者、知人等からの安否情報の照会に対して、照会者の区分に応じて安否情報を提供します。

区民の皆さまへの情報提供手段

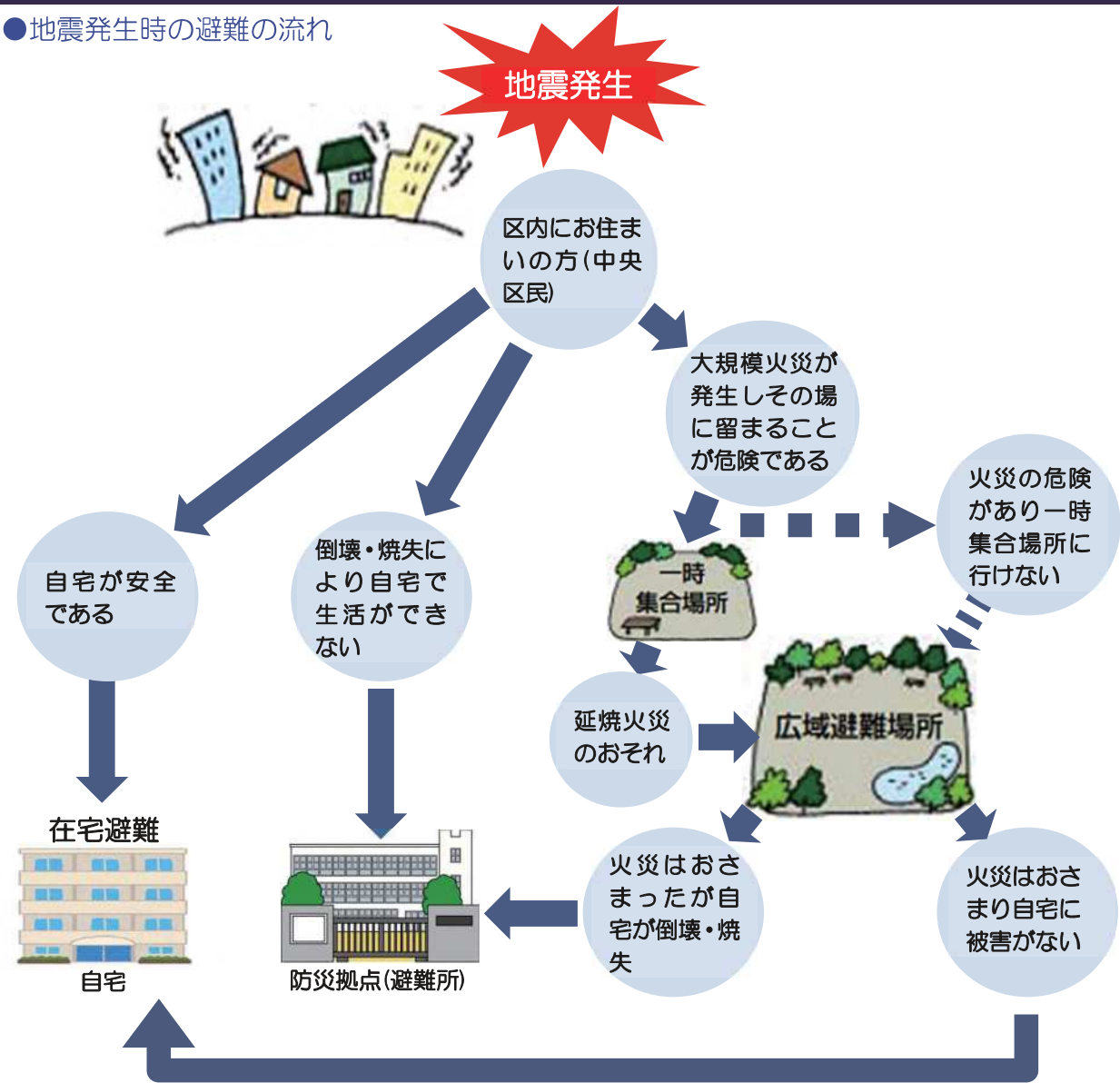
- ① 防災行政無線 屋外スピーカーから緊急情報をお知らせします。
 - ② 緊急告知ラジオ ラジオの端末を自動起動させて、緊急情報をお知らせします。
 - ③ ホームページ
災害時にトップページを災害対策本部のページに切り替え、情報を提供します。
ホームページアドレス <https://www.city.chuo.lg.jp/>
(スマートフォンサイト) <https://www.city.chuo.lg.jp/smph/>
(モバイルサイト) <https://www.city.chuo.lg.jp/mobile/index.html>
 - ④ 安全安心メール
気象警報・注意報、地震情報等から希望する内容を、登録者にメールで配信します。
 - ⑤ 緊急速報メール
生命に影響を及ぼす緊急な情報については、緊急速報メールにより中央区のエリアにいる方々の携帯端末に情報配信をします。
 - ⑥ SNS LINEやX(旧Twitter)、Facebookを用いて、情報を提供します。
LINE アカウント名：中央区 アカウントID：tokyochuo.city
X(旧Twitter) https://twitter.com/chuo_city
Facebook <https://www.facebook.com/tokyochuo.city>
 - ⑦ 防災マップアプリ
災害時に避難所等の情報をお知らせする中央区公式アプリです。
対応言語：日本語・英語・中国語(繁体字・簡体字)・韓国語
 - ⑧ Yahoo!防災速報アプリ
Yahoo!防災速報アプリを活用して避難指示等の緊急情報を配信します。
 - ⑨ スピーカー付き庁有車 区内を巡回して緊急情報を周知します。
 - ⑩ FMラジオ放送・ケーブルテレビ 災害時の協定により、災害情報が放送されます。
- 多言語放送
区ホームページ、安全安心メール及び防災マップアプリにより、重要な災害情報を外国語で情報伝達します。

災害発生時の主な情報提供内容

	発災直後～概ね3時間後	概ね3時間～24 時間後	概ね 24 時間後以降
防災行政無線 緊急告知ラジオ	○緊急地震速報(23 区内震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上) ○大津波警報、津波警報、津波注意報 ○避難指示等の緊急情報		
ホームページ 安全安心メール SNS 防災マップアプリ Yahoo!防災速報アプリ	○地震発生情報 ○気象情報 ○避難指示等の緊急情報	○区内被害情報 ○防災拠点等、帰宅困難者一時滞在施設開設情報 ○ライフラインや交通等の生活関連情報 ○物資配給情報 ○給水所情報	

4. 防災拠点（避難所）への避難

●地震発生時の避難の流れ



一時（いっとき）集合場所：39カ所	広域避難場所等へ避難する前に、一時的に集合して災害状況の様子を見たり、避難のために集合するための場所です。
広域避難場所：4カ所	地震等に伴って大規模延焼火災が発生した場合に火の手から身を守るため避難する場所です。
防災拠点(避難所)：24カ所	大地震等が発生した際、建物被害で在宅できなくなった方等が、一時的に避難する区立小中学校等の公共施設です。地域活動の拠点として、避難所の他にも、地域活動拠点、医療救護所、情報拠点としての防災対策機能を持っています。
副拠点：7カ所	避難者が多くなり、防災拠点での受入れが困難な場合は、周辺の公共施設に副拠点を設置します。
福祉避難所：17カ所	防災拠点で生活することが困難な高齢者や障害のある方等を対象とする避難施設です。

中央区防災マップ

凡 例	
	区の施設
指定避難所	
	防災拠点(避難所)
	防災拠点地域 割りの境界
	副拠点
	福祉避難所
指定緊急避難場所	
○地 震	
防災拠点(避難所)	
○大規模な火災	
	広域避難場所
	大規模な火災等 で避難する地区
○洪水・浸水及び高潮	
・防災拠点(避難所)	
・中央区役所	
・日本橋区民センター	
・月島区民センター	
・晴海区民センター	
○津 波	
・佃島小学校	
・月島第一小学校	
・月島第二小学校	
・豊海小学校	
・佃中学校	
・月島区民センター	

広域避難場所の地区割当	
あかつき公園一帯	築地四丁目8～16番、築地六丁目1～19番・21～26番、築地七丁目
新川ツインビル地区	入船、湊
佃リバーシティ地区	佃
晴海地区	月島、勝どき一～四丁目、晴海



区ホームページ内の
防災パンフレット等
一覧のページから、
中央区防災マップを
ご覧いただけます

●防災拠点の開設・運営

防災拠点は、町会・自治会を一つの組織単位とした防災区民組織等により構成された防災拠点運営委員会が中心となって開設し運営されます。災害時、防災拠点では、避難者に対して水、食料、生活必需品を提供するとともにトイレ機能を確保するなど避難生活を支援する活動を行います。

防災拠点の運営にあたっては健康・衛生管理、要配慮者への対応、女性の視点等を踏まえた配慮を行うとともに、区民の方々の安否情報を提供します。

<防災拠点運営委員会活動への支援>

防災拠点運営委員会では、平時から避難所の開設・運営に関する意見交換や情報共有を図るとともに、地域の特性に応じて、防災拠点の開設・運営のほか避難行動要支援者の安否情報の収集、帰宅困難者の対応、ペット同行避難、在宅避難者への支援等の防災訓練を実施するとともに、適宜、防災拠点の活動マニュアルを更新しています。

地域特性や過去の大規模災害の教訓等を踏まえつつ、災害時に防災拠点が円滑に開設・運営されるよう、区は引き続き、防災拠点運営委員会活動を支援していきます。



<女性の視点等を踏まえた取組>

防災に関する施策・方針の決定過程における女性の参画を拡大するため、防火防災女性の会代表の方々を中央区防災会議の委員とし、さまざまな意見を反映しています。

防災拠点運営委員会活動においても女性リーダーの育成を図るほか、女性の視点等を踏まえた備蓄物資の充実、防犯対策など女性等に配慮した対策に取り組んでいます。



<防災拠点にある主な備蓄品>

飲料水、食料、生活必需品等、避難所生活に欠かせない物資・資器材のほか、これまでの災害の教訓を踏まえ、夜間の発災やライフラインの途絶、女性や要配慮者への配慮、感染症対策等に対応するための物資・資器材についても備蓄しています。

- ① 飲料水、食料 ② 生活必需品 ③ 給食・給水用資器材
- ④ 初期消火、救助用資器材 ⑤ 救護用資器材 ⑥ 情報収集・伝達用資器材
- ⑦ 照明用資器材 ⑧ 蓄電池・発電機



●防災区民組織への支援

防災区民組織は、原則として町会・自治会を一つの単位とする、地域が自主的に結成した防災組織です。平時には、防災意識等の普及や災害に備えた訓練等の予防活動を行うほか、災害時には、地域において初期消火や避難誘導等の応急活動を行います。また、防災拠点の運営主体である防災拠点運営委員会は、主として複数の防災区民組織で構成されています。



区では、こうした防災区民組織に対する支援として、助成金の交付や資器材の供与等を行い、災害時における地域防災力の強化を図っています。

●感染症への対策

防災拠点では、感染者等の受入手順や専用スペース、動線の確保等についての対応方法を示した「避難所における新型コロナウイルス感染症対策基本マニュアル」を整備しています。感染症の流行期においては感染症の拡大等が生じないように本マニュアルに沿って適切に防災拠点の運営に努めます。



今後も、国内で感染症が流行している時に災害が発生することも想定し、必要な感染症対策物資の備蓄や防災拠点運営委員会における訓練などを行っていきます。



TOPICS

多世代参加型の防災拠点運営委員会訓練を実施しています。

防災拠点では、防災拠点運営委員会が主催する防災訓練を毎年実施しています。防災拠点(避難所)を開設する手順や安否確認の方法のほか、資器材の使い方を確認したり、炊出し、テントの組み立て、初期消火の体験等、さまざまな訓練を行っています。

令和4年度からは幅広い世代の参加を促し、地域防災の担い手の育成を図るため、子どもも参加しやすいメニューを取り入れるなど、訓練内容の充実を図っています。

ぜひご自分の地域の防災拠点訓練に参加してください。

※ 防災拠点運営委員会訓練については、区ホームページでご覧いただけます。



区ホームページ内の
防災拠点からのお知
らせのページから、
ご覧いただけます



ミニ消防車乗車体験の様子



綱渡り訓練の様子

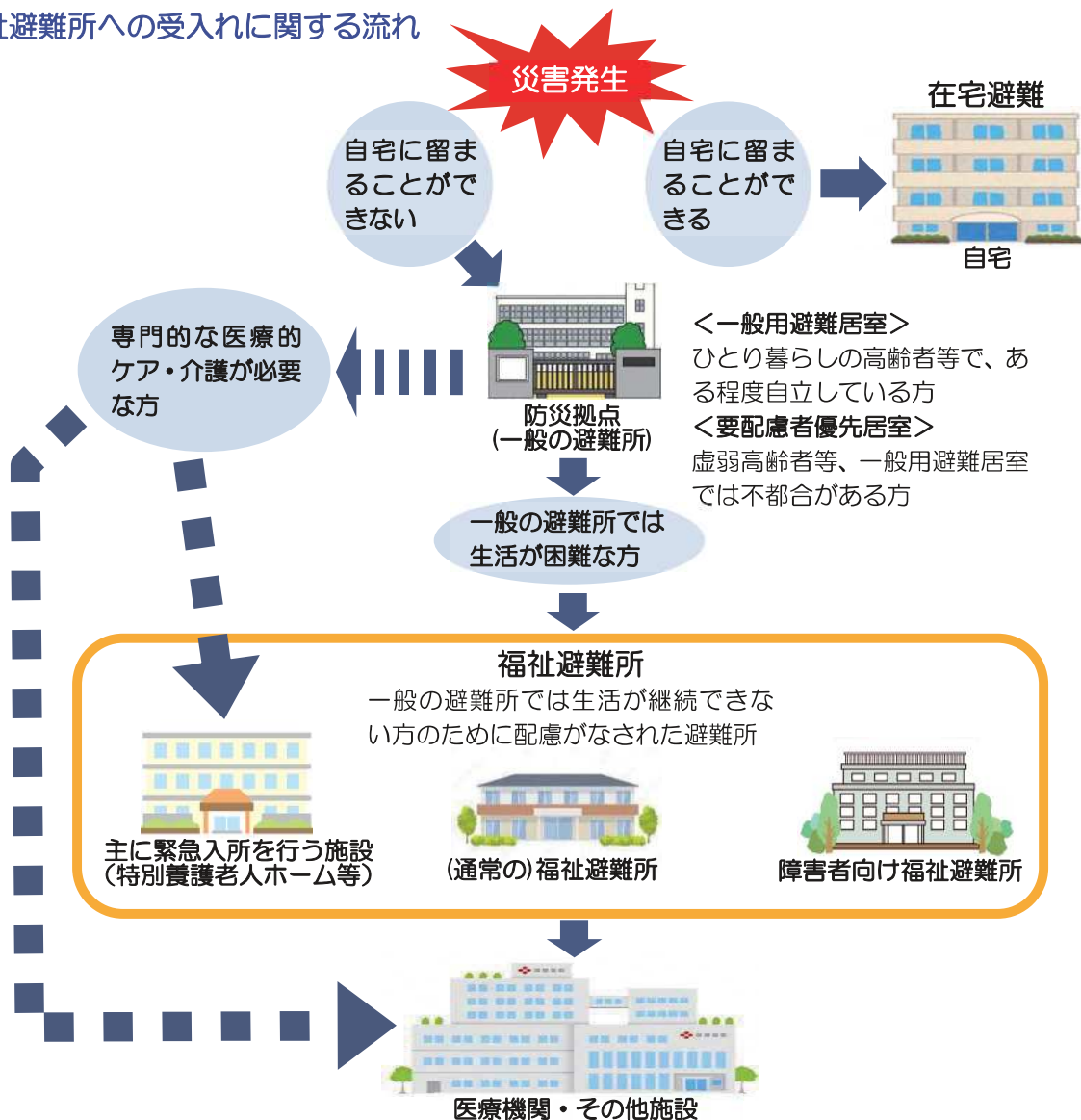
5. 福祉避難所及び避難行動要支援者対策

●福祉避難所の開設

高齢者、障害者等の要配慮者のうち、防災拠点（一般の避難所）において生活することが困難な方を対象として、災害の規模や被災状況を踏まえ、開設が必要な福祉避難所を判断し、順次開設します。

福祉避難所の種類	開設時期	対象者
主に緊急入所を行う施設 （特別養護老人ホーム等）	受入態勢が整い次第速やかに開設	寝たきり等で常時専門的な介護等が必要な方で、自宅での療養が困難な方
（通常の）福祉避難所	概ね発災から 3 日後	虚弱や認知症等、一般の避難所又は在宅での避難が困難な方
障害者向け福祉避難所	概ね発災後 12 時間以内	障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方のうち、一般の避難所では、本人の状態の悪化、あるいは本人や他の避難者の生活に支障が生じるため、一般の避難所又は在宅での避難が困難な方

●福祉避難所への受入れに関する流れ



●避難行動要支援者対策

区は、あらかじめ災害時に支援が必要と思われる対象者を把握するとともに、日頃からの備えに対する啓発に努め、地域において住民等が互いに助け合うことができるよう、防災区民組織等の関係機関との連携を図り、避難行動要支援者に対する支援体制の整備を進めています。

＜災害時地域たすけあい名簿の作成・管理＞

区は災害時に自力で避難することが困難な方を登録し、安否確認や避難誘導等の支援及び支援体制づくりに役立てることを目的とする「災害時地域たすけあい名簿」（災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」に相当する名簿）を作成しています。本人の同意を得た方の名簿情報は、避難支援等関係者に提供します。ただし、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等に必要な範囲で名簿情報を提供します。

① 登録対象者（避難行動要支援者の要件）

区内在住で次のいずれかに該当する方（施設等に入所されている方を除く）

- ・ 75 歳以上で 1 人暮らしの方
- ・ 要介護 3～5 に該当する方
- ・ 身体障害者手帳（第 1 種の記載があるもの）をお持ちの方と、言語・視覚・聴覚障害の全等級、肢体不自由の 1～3 級に該当する方
- ・ 東京都愛の手帳 1～2 度に該当する方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級に該当する方
- ・ その他災害時に支援を必要とし、希望する方



② 避難支援等関係者（災害時地域たすけあい名簿の提供先）

- ・ 防災区民組織（町会・自治会）
- ・ 民生・児童委員
- ・ 区内消防署・警察署
- ・ 介護サービス事業者
- ・ 区と協定を締結したマンション管理組合等（協定では、個人情報の取り扱いや防災対策等の推進を取り決めています。）



③ 名簿情報の管理

情報漏洩を防止するために、提供先も含めて厳格に名簿情報を管理します。

＜個別避難計画の作成＞

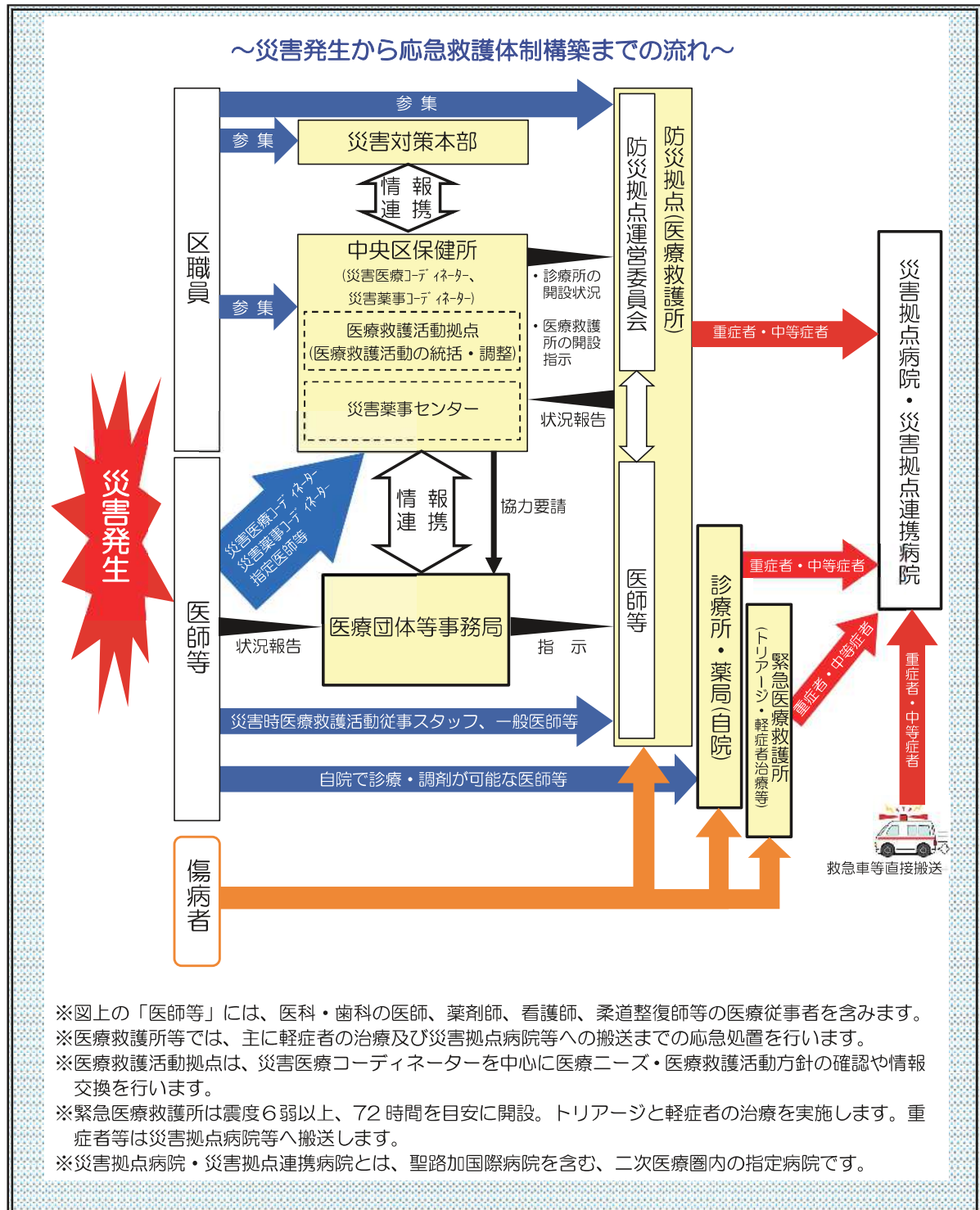
区は、災害発生時における避難行動要支援者の避難支援を実効性あるものとするため、避難行動要支援者一人一人の状況に合わせた個別避難計画の作成を推進するとともに、避難支援体制の整備に取り組んでいます。本人又は家族による作成が難しい場合には、避難行動要支援者と関わりのある居宅介護支援事業所や相談支援事業所等と連携して進めています。



6. 医療救護体制

区は発災後、医療救護活動拠点及び災害薬事センターを設置するとともに、区内の医療関係団体等と連携を図り、迅速な対応ができるよう連絡体制を含む初動態勢を構築するなど、医療救護体制を整備します。傷病者への処置は、トリアージにより判明した症状の程度に合わせて対応し、中等症者・重症者や特殊な医療を要する方については災害拠点病院等へ搬送します。

また、発災初動期は、地域での連携した取組が不可欠であることから、日頃から救命講習等の応急手当講習会への参加を促進するなど、地域の共助体制を支援していきます。



7. 帰宅困難者対策

被害想定では、区内で約 34 万人の帰宅困難者が発生すると想定されています。銀座、日本橋、築地など、多くの繁華街やオフィス街を有する本区では、従業員の一斉帰宅の抑制や駅・大規模集客施設等における利用者保護の取組の普及・啓発を図っていくとともに、旅行者、買い物客等の来街者を保護する一時滞在施設等の確保を進めることにより、路上に滞留する行き場のない帰宅困難者の抑制に取り組んでいきます。

●事業所における防災対策

区では、事業所の建物やオフィス内の安全対策、東京都帰宅困難者対策条例に基づく従業員の一斉帰宅の抑制、施設利用者の保護、安否確認手段の確立及び水・食料等の備蓄等を推進するため、事業所防災パンフレットやDVDを活用して業界団体等を通じた普及・啓発や地域での防災拠点訓練への事業所の参加により事業所の災害対応能力（自助）の強化を進めています。また、災害時に地域住民の救出・救助や帰宅困難者に対する支援等を事業所に協力を求める「災害時協力協定」を締結するなど、まちと事業所が一体となった防災体制づくりを進めます。



●帰宅困難者一時滞在施設等の確保

旅行中の観光客や買い物客等の帰宅困難者を、発災時に安全に保護するため、都では一時滞在施設の整備を進めています。本区においても「中央区まちづくり基本条例」及び「中央区市街地開発事業指導要綱」による指導・協議を通じて、民間事業者による一時滞在施設等の確保を進めています。一時滞在施設では、民間事業者（施設管理者）により、帰宅困難者が留まるために必要な飲料水、食料、簡易トイレ等の備蓄及び災害時における一時滞在施設等の開設、運営を行います。



●中央区帰宅困難者支援施設運営協議会活動への支援

区では、一時滞在施設等を円滑に開設・運営するため、民間事業者が主体となって運営する「中央区帰宅困難者支援施設運営協議会」を平成 24 年 10 月に設立しました。協議会活動は民間事業者が主体となり、帰宅困難者受入訓練の実施のほか、一時滞在施設等の運営マニュアルの作成、災害時の各機関の役割分担等の検討を行っています。区は、帰宅困難者対策に資する対策強化とともに協議会の会員拡充や事業所防災対策の普及・啓発等の協議会活動に対する支援を継続して行っています。

協議会（民間事業者等）の役割

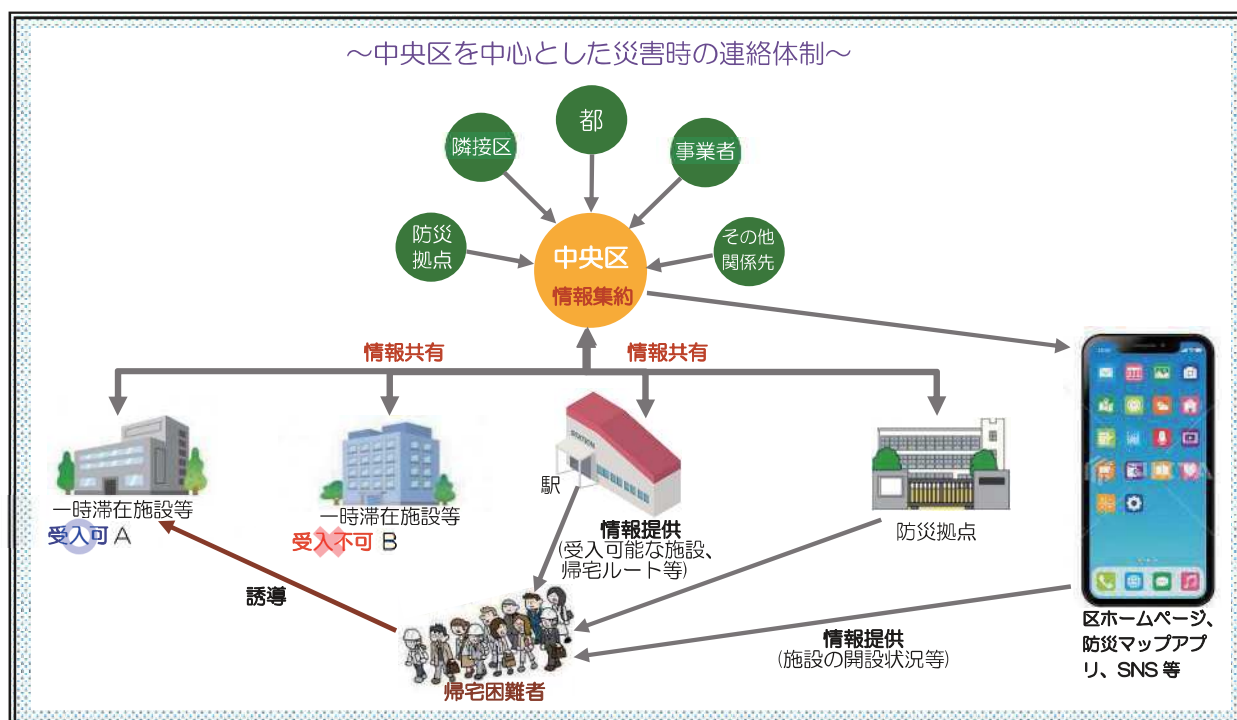
- ・施設運営計画、マニュアル等の作成・改定
- ・防災備蓄倉庫の整備と備蓄品の管理・更新
- ・災害発生時の受入れ、情報提供、物資提供、応援要員の派遣等
- ・協議会員相互の情報共有と会員の拡充
- ・地域との連携

中央区の役割

- ・協議会活動への支援（協議会運営への支援、一時滞在施設等の周知、協議会会員の拡充等）
- ・地域防災無線の設置や防災マップアプリの運用による情報伝達体制の整備
- ・災害発生時の開設要請、情報提供等

● 発災時の帰宅困難者一時滞在施設等の開設及び運営

区から帰宅困難者一時滞在施設の管理者に対し、防災マップアプリ等により開設要請を行い、施設管理者は要請に基づき発災後6時間を目途に施設を開設します。開設後、区ホームページ、SNS等の情報伝達手段を活用し周知するとともに、各防災拠点において防災マップアプリや入口掲示用ポスター等を活用して帰宅困難者を円滑に誘導していきます。また、施設管理者は、近隣の一時滞在施設や駅等と連携をとりながら帰宅困難者の保護を図るとともに災害情報の提供を行います。



TOPICS

大震災からの教訓

平成23年3月に発生した東日本大震災では、鉄道が停止し、多くの方が家路を急いだこと等さまざまな要因が重なり、本区でも大きな混乱が生じました。多くの方が一斉に帰宅してしまうと、群衆雪崩の発生やがれき落下等の二次災害に巻き込まれる危険があるだけでなく救助・救急活動の妨げになりますので、災害時は自社に3日間留まる取組が必要となります。



平成23年3月11日の昭和通りの渋滞の様子

8. 区民生活の早期再建

発災後、区民の速やかな生活再建が図られるよう、トイレの確保、被災住宅の応急危険度判定、り災証明書の交付、災害廃棄物の処理、被災者の生活支援の継続等、生活再建の支援業務を早期に実施する体制を構築していきます。

●トイレの確保

上下水道の機能に支障が生じた際、区は直ちに防災関係機関の協力を得ながら防災用井戸や河川等を活用し、トイレ機能に必要な生活用水の確保を図ります。

避難場所や防災拠点（避難所）において仮設トイレの設置やマンホールトイレの活用などによりトイレ機能を確保します。

家庭・事業所において、水洗トイレの安全確認ができない又は使用できない場合は、家庭・事業所に備蓄している携帯トイレ等により対応を図ってください。

●被災住宅の応急危険度判定

被災民間住宅の余震等による倒壊等二次災害を防止するため、応急危険度判定員により建築物の応急危険度判定の調査を実施します。その調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示します。



●り災証明書の交付

区は住家被害認定調査、り災証明書交付、被災者台帳作成に必要な機能を備えた「被災者生活再建支援システム」の活用により、迅速かつ効率的な被災者支援に努めます。また、都が設置した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」への参画を通じて、生活再建支援業務に係る課題の共有や対策の検討、訓練の実施等、協議会との緊密な連携を図りながら被災者支援に向けた体制整備を推進していきます。



●災害廃棄物の処理

災害時に発生する大量のごみ等の処理を円滑かつ適切に行い、区民の生活環境の保全に努めます。また、地震により倒壊した建築物等から発生するがれきを速やかに処理し、その後の復旧・復興事業を円滑に進めます。



●被災者の生活支援

災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた区民に被災者生活再建支援金を、死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害を受けた区民に災害障害見舞金を支給します。また、職業のあっせん、租税等の徴税猶予及び減免等、各種資金の貸付等を実施し、被災した区民の生活再建を支援するとともに、生活の安定と被災地の速やかな復旧復興を図ります。



9. 風水害への対策

近年、全国で記録的な豪雨が頻繁に発生する中、河川氾濫や高潮による被害のほか、河川流域における市街化の進展と相まった都市型水害も多く発生しています。風水害の被害を最小限にとどめていくためには、河川や防潮堤、下水道の整備等多大な費用と時間を要するハード面での風水害対策のみでは十分とはいえず、防災関係機関による水防活動に加え、区民等一人一人が風水害の危険性を理解し、いち早く避難できる体制を整えていくことが重要です。

区は、治水事業の推進をはじめとするハード対策とともに、風水害防止に関するさまざまな情報を区民等に積極的にお知らせしながら各関係機関との協力・連携のもと、風水害の防止や、被害の軽減を図るための方策を講じていきます。

●風水害の避難行動

風水害における避難行動は、風水害の種類や、居住エリア、居住形態等によって変わります。ここでは、本区で想定される主な風水害の避難行動の考え方を種類別に紹介します。

<荒川氾濫における避難行動>

荒川の氾濫では、京橋・日本橋地域に浸水被害が想定されています。上流の岩淵水門（北区）付近で堤防の右岸が破堤した場合が最大の被害となり、破堤から12時間後には本区において浸水が始まるとされているため、安全な地域の親戚や知人宅等への避難等を事前に検討してください。

区から避難指示等が発令された場合は、対象エリアの方は、区が指定した防災拠点（避難所）や浸水しない地域に避難してください。なお、危険が差し迫っている場合は、速やかに頑強な建物の3階以上に避難してください。

<高潮氾濫における避難行動>

高潮氾濫では、堤防が破堤した場合に、京橋・月島地域に浸水被害が想定されています。

区から避難指示等が発令された場合、対象エリアの方は、すぐに区が指定した防災拠点（避難所）や浸水しない地域に避難してください。なお、危険が差し迫っている場合は、速やかに頑強な建物の3階以上に避難してください。

<津波における避難行動>

被害想定では、津波による住宅地等への浸水被害は無いと想定されてますが、最大級の地震動によって防潮堤や水門が損傷等により機能不全に陥った場合には、想定を超える浸水被害の発生も考えられます。

区から避難指示が発令された場合は、すぐに頑強な建物の2階以上、又は区が指定する防災拠点（避難所）に避難してください。

いのちを守る行動として、避難の考え方に共通するのは安全な場所に避難することです。

大雨や強風等により、避難のために外出することがかえって危険な場合もあることから、テレビやラジオ、区の広報から情報を収集し、状況に合わせて適切な避難行動を取る必要があります。

●風水害における避難場所（指定緊急避難場所）

洪水・浸水
高 潮

防災拠点（避難所）の24カ所

中央区役所、日本橋区民センター、月島区民センター、晴海区民センター

津 波

佃島小学校、佃中学校、月島第一小学校、月島第二小学校、豊海小学校、月島区民センター

●自助による区民の防災力の向上

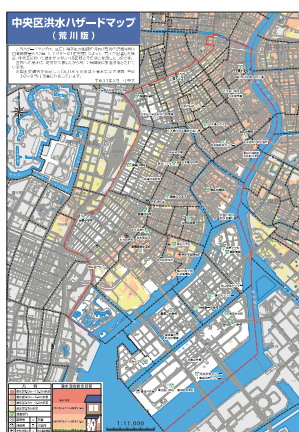
- ・ 「自らの命は自ら守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとってください。
- ・ 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は、無理をして避難所に行く必要はなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な安全対策を講じてください。
- ・ 日頃から天気予報や気象情報等に関心を持ち、風水害の予報が出た場合は、こまめに気象情報等を収集してください。
- ・ 区の洪水ハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴等を把握し、室内の安全対策及び備蓄、側溝や建物の排水溝を清掃するなど必要な備えをしてください。
- ・ 水、食料、衣料品、携帯用ラジオ等、非常持出用品をあらかじめ準備してください。
- ・ 「東京マイ・タイムライン」等を活用するなど、日頃から風水害時の防災行動や避難のタイミング等について家族で話し合ってください。

中央区洪水ハザードマップ

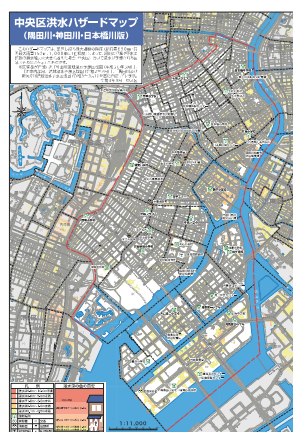
「洪水ハザードマップ」とは想定される浸水の区域や程度、避難場所や避難時の心構え等の情報をわかりやすくまとめたものです。区民の防災危機管理意識の向上や自主的避難体制の確立等、洪水の被害軽減に極めて有効です。本区では「荒川版」及び「隅田川・神田川・日本橋川版」を作成・公表しており、区施設で配布するほか、ホームページでご覧いただけます。



区ホームページ内の
ハザードマップのページ



荒川版



隅田川・神田川・日本橋川版

●避難指示等の発令基準及び区民がとるべき行動

「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月内閣府）」では、具体的でわかりやすい発令基準を設定し、空振りを恐れず、災害が切迫した状態であれば夜間や外出が危険な状態であっても避難指示等を発令するという基本的な考え方を示しています。

区ではこの考え方にに基づき、総合的な判断のもとに避難指示等の発令します。

警戒レベル	名称	発令時の状況	区民が取るべき行動
5	緊急安全確保	○ 災害による被害が発生又は切迫した状況 （この状況下では災害状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令される情報ではない）	○ 避難指示等の発令後で避難中の居住者等は確実に避難を完了 ○ 避難していない居住者等は、避難行動に直ちに移動、もしくはそのいとまがない場合は、命を守る最低限の行動
4	避難指示	○ 災害による被害が発生する可能性が明らかに高まった状況 ○ 危険な場所から全員避難行動を開始しなければならない段階	○ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
3	高齢者等避難	○ 災害による被害が予想される状況 ○ 避難に時間を要する要配慮者（避難行動要支援者を含む）は避難行動開始しなければならない段階	○ 避難に時間を要する要配慮者（避難行動要支援者を含む）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）開始 ○ 上記以外はいつでも避難できるよう非常時持出品の用意等準備を開始したり、自主的に避難

※ 警戒レベル2「大雨・洪水注意報等」警戒レベル1「早期注意情報」は気象庁が発表します。

なお、洪水については、本区では荒川の氾濫に伴う浸水被害が想定されますが、本区に浸水が始まるのは荒川堤防の破堤から12時間後の想定であるため、状況に応じて警察、消防等の関係機関と協議の上、避難指示等の判断をすることになります。

TOPICS

中央区から災害情報を取得しよう。

安全安心メール

気象警報や地震情報等の中から、希望する情報を配信します。



※2次元コードを読み込み、表示されるメールアドレス宛てに空メールを送信、返信されたメールの指示に従い、配信を希望する情報を選んでください。

防災マップアプリ

マップを使って避難所の開設情報や避難経路を確認できます。



※2次元コードを読み込むとアプリのダウンロードサイトにジャンプします。

LINE



ホームページ



X（旧 Twitter）



Facebook



●避難指示等の伝達

避難指示等の情報伝達は、防災行政無線、緊急告知ラジオ、安全安心メール、区ホームページ、×（旧 Twitter）、Facebook、ケーブルテレビ、スピーカー付き庁有車等のさまざまな手段により行います。

なお、避難行動要支援者等、特に避難に時間を要する者に対して早めのタイミングで避難行動を開始できるよう警察、消防、消防団及び防災区民組織等と連携し、高齢者等避難の情報を伝達します。

●自主避難所の開設

区は、台風が直撃又は本区に大きな影響を与える可能性があるなどの場合には、暴風雨や高潮等を不安に感じる区民等が滞在する施設として、必要に応じて自主避難所を開設します。開設した施設には区職員を配置して水や毛布は準備しますが、食料や常備薬等個人ごとに必要な物品は持参してください。自主避難所の開設等を決定した場合は、速やかに区ホームページ等によりお知らせします。



TOPICS

災害時相互援助協定の締結による広域連携の強化

山形県東根市、岡山県玉野市、千葉県銚子市、宮城県石巻市、山梨県富士河口湖町と協定を締結し、広範な相互援助体制を構築しています。

～協定内容～

- ・ 食料、飲料水、生活必需品や資器材の提供
- ・ 災害の状況に応じた職員の派遣
- ・ 被災者が一時的に避難する施設の提供 等



中央区が発行するパンフレット

区では、区民の皆さんや事業所の方々が、いざという時に何をすべきか理解を深めていただき、日頃からの備えとしてお役立ていただけるよう、地域防災計画に基づいた自助・共助の防災対策を分かりやすく掲載したさまざまなパンフレットを発行して普及・啓発に努めています。なお、これらのパンフレットはホームページや防災マップアプリでご覧いただけます。



区ホームページ内の
防災パンフレット等
一覧のページ

区民の皆さん向け

わが家わがまちの防災ハンドブック



いま、始めよう。マンション防災



震災時活動マニュアル策定の手引き



防災対策に関する動画（DVD）



わが家わがまちの
地震防災



備えて安心！
マンション防災

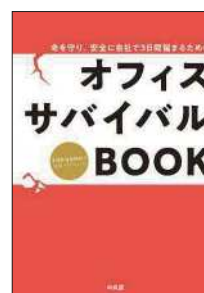
事業所向け

あなたのオフィスは大丈夫！？



経営者や責任者向けに、防災対策に必要な事項や防災マニュアルを作成する際のポイント等をまとめたものです。

オフィスサバイバル Book



大地震発生時の安全確保や緊急に対応すべき行動をご理解いただけるよう、事業所の防災対策をまとめたものです。

区では、「令和6年能登半島地震」で顕在化した発災時季に起因する避難所生活の環境保持などの課題を踏まえた対策や自助・共助の取組への支援を行い、地域防災力のさらなる充実・強化を図ることを目的として、令和6年当初予算では火災防止対策などを先行して実施することにしました。さらに、令和6年6月に一般会計補正予算を計上しました。

補正予算の主な防災対策として、

- ① 在宅避難に必要な家庭での備えなど自助の取組の重要性を区民一人一人に呼びかけるとともに、各家庭内の取組を後押しするための防災用品カタログギフトの配布を行い、家庭内備蓄の促進を図ること
- ② マンション居住世帯が9割を超える本区の特性を踏まえ、マンション内の共助の取組としてエレベーター閉じ込め対策の強化を図るため、飲料水や携帯トイレ等の非常用品を格納するエレベーター防災キャビネットを無償配布すること
- ③ 発災時季に関わらず、避難所（防災拠点）において安全で安心できる生活の環境を確保するため、暑さ・寒さ対策やトイレ等の衛生対策などに必要な物資の充実を図るとともに、避難者想定数に基づく食料をこれまでの3日分から4日分に増強すること

などを講じてまいります。

引き続き、防災拠点の機能強化に向けた取組を早期に実施してまいります。

今後とも「防災対策に終わりはない。」という考えのもと、区として、防災拠点運営委員会や防災区民組織等の皆さまと連携を図りながら、防災拠点活動への支援及び地域防災力の向上に努めていく所存です。

区民、町会・自治会及び事業所の方におかれましても、自助、共助のより一層の取組と、日頃からの地域における顔の見える関係づくりにご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

中 央 区

中央区地域防災計画 概要版

令和6年6月作成
令和6年8月発行

刊行物登録番号
6-008

編集発行 中 央 区
(事務局) 中央区総務部防災危機管理課
中央区築地1-1-1
電話 (3543) 0211 代表

印 刷 所 有限会社エイチ・ティープログレス